

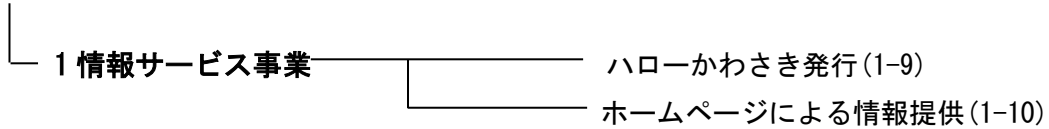
令和7年度 事業計画

公益財団法人 川崎市国際交流協会

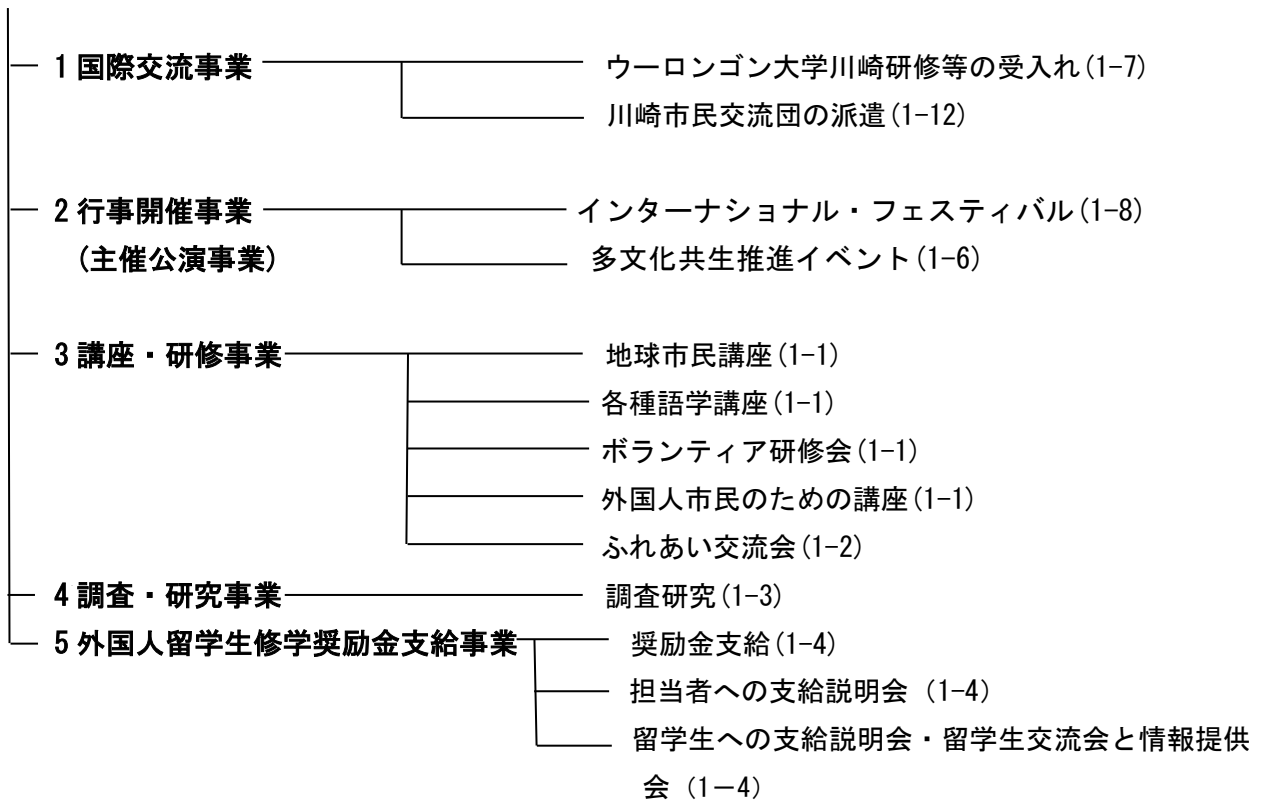
令和7年度 川崎市国際交流協会事業 事業体系（公1）

※事業名末尾の（ ）書きは、県申請時の「公益目的事業について」の【事業の内容】の頭書番号です。

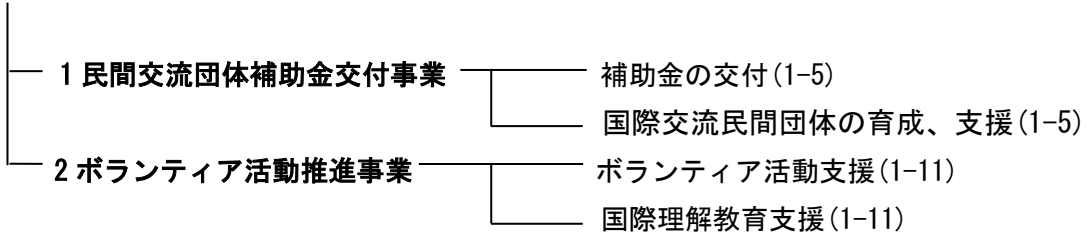
I 諸外国の情報及び資料の収集・提供事業



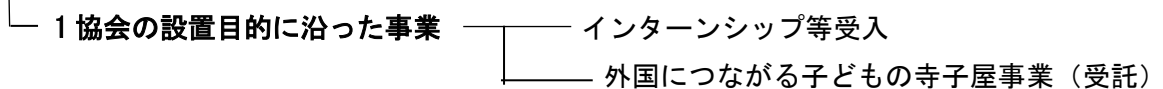
II 市民レベルでの国際交流に関する事業



III 民間国際交流団体及びボランティア育成事業



IV その他の事業



令和 7 年度 川崎市国際交流協会事業 事業計画(公 1)

事業名末尾の () 書きは、県申請時の「公益目的事業について」の【事業の内容】の頭書番号です。

I 諸外国の情報及び資料の収集・提供事業

1 情報サービス事業

(1) ハローかわさき発行事業 (1-9)

市内在住の外国人市民に向けて、多言語情報紙「ハローかわさき」を作成し市内の各公共施設等に配布する。

ア 情報紙：「ハローかわさき」

イ 発行：隔月 年 6 回、12 言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語及びやさしい日本語、日本語）

ウ 配布先：市内公共機関、市内日本語学校、県内国際交流協会関連施設等

(2) ホームページ等による情報提供事業 (1-10)

協会ホームページの充実を図るとともに、各種事業、イベント、講座、ボランティア活動等の情報収集・発信を行う。

II 市民レベルでの国際交流に関する事業

1 国際交流事業

(1) ウーロンゴン大学川崎研修等の受入れ事業 (1-7)

ウーロンゴン大学等の川崎研修(日本語研修)においてホームステイによる受入れを行い、市民交流を推進する。(ただし、ウーロンゴン大学は日本語専攻の廃止が発表されたため、実施の可能性は少ない。)

(2) 川崎市民交流団の派遣 (1-12)

市民レベルでの友好親善を促進するため、川崎市との友好提携都市へ市民交流団を派遣する。ただし、令和 7 年度は友好都市との提携周年に当たらないため実施しない。

2 行事開催事業 (主催公演事業)

(1) インターナショナル・フェスティバルの開催事業(共催) (1-8)

市民と外国人との相互理解と友好親善を深めるとともに、市内の民間交流団体等の活動を広く紹介するため、国際交流センターを会場に、イベントを開催する。

ア 内 容：世界の文化紹介、イベント、活動団体の紹介等

イ 主 催：かわさき国際交流民間団体協議会、(公財)川崎市国際交流協会、地域及び関係機関・団体等と連携・協力し、実行委員会を組織して開催する。

ウ 時 期：令和7年11月

(2) 多文化共生推進事業 (1-6)

姉妹友好都市等、市民レベルでの国際交流と国際文化理解につながる写真や絵画等の展示などを通じて、地域における多文化共生を推進する。

ア 時 期：令和7年4月～令和8年3月

イ 場 所：川崎市国際交流センター

ウ 対 象：市民

エ 参加費：無料

3 講座・研修の開催事業

(1) 地球市民講座（共催）(1-1)

貧困や飢餓、気候変動など地球規模の課題について、市民レベルで何ができるかを考える講座を共催で実施する。

ア 主 催：(公財)川崎市国際交流協会、かわさき国際交流民間団体協議会

イ 時 期：令和8年3月

ウ 場 所：川崎市国際交流センター

エ 対 象：市民等

オ 受講料：無料

(2) 各種語学講座 (1-1)

市民レベルでの国際交流推進に資するため、市民に外国語を学ぶ機会を提供する。また、夏・春休みを利用したこども語学（英語・スペイン語等）教室を開催する。

ア 言 語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、フランス語等

イ 時 期：語学講座 年間2期開催(前期4月～9月、後期10月～3月)

こども語学教室(夏・春休み)

ウ 対 象：市民等

エ 受講料：有料

(3) ボランティア研修会 (1-1)

協会登録ボランティアの活動を支援するために研修会を開催する。

ア ボランティア活動支援のための研修会

イ やさしい日本語ボランティア研修会

(4) 外国人市民のための講座 (1-1)

外国人市民の生活に直結する事柄についての講座を開催する。

ア 小学校入学説明会

日本の小学校の仕組みや習慣、用語等を紹介することで入学準備を支援する。

(ア) 時 期：令和8年1月または2月

(イ) 対 象 : 外国につながる市民等

(ウ) 受講料 : 無料

イ 高校進学ガイダンス

外国につながる中学生を対象に、高校進学を促進する情報の提供やカウンセリングを関係団体等と共催する。

(ア) 時期 : 令和 7 年 9 月

(イ) 対象 : 外国につながる中学生と保護者

(ウ) 受講料 : 無料

ウ 就職セミナー

就職活動全般の流れや面接試験での心構え、振舞い方等の注意点を説明し就職活動に役立てて貰う。

(ア) 時 期 : 令和 7 年 5 月

(イ) 対 象 : 外国につながる市民等

(ウ) 受講料 : 無料

エ 市営住宅申請手続き説明会

川崎市まちづくり局と協力し、市営住宅申請条件の確認や申請書記入の補助作業を実施する。

(ア) 時 期 : 令和 7 年 6 月

(イ) 対 象 : 外国につながる市民等

(ウ) 受講料 : 無料

(5) ふれあい交流会 (1-2)

市民の国際理解と外国人との友好親善を促進するため、世界の料理などを通じたふれあい交流会を開催する。

ア 内 容 : 外国人講師を中心とした料理講座などを通じた交流会

イ 対 象 : 市民等

ウ 受講料 : 無料 教材費は自己負担

4 調査・研究事業

(1) 調査研究 (1-3)

外国人市民が抱える困難な事柄を、相談内容などをもとに把握する。

5 外国人留学生修学奨励金支給事業

(1) 外国人留学生修学奨励金支給事業 (1-4)

外国人留学生の経済的負担を軽減することにより修学環境の向上を図り、地域の国際化に貢献する留学生を育成する。

ア 支給者数 予算の範囲内

イ 支給金額 年 10 万円／人 (5 万円を 2 回支給)

ウ 交流会 (情報交換、交流) の実施

Ⅲ 民間国際交流団体及びボランティア育成事業

1 民間交流団体補助金の交付事業

(1) 補助金の交付 (1-5)

市内の民間団体の国際交流活動、多文化共生に向けた活動を支援するために補助金を交付する。

- ア 国際交流プログラム (1 件 10 万円以下)
- イ 多文化共生推進プログラム (1 件 10 万円以下)
- ウ 原則として年 1 回募集 (応募状況によっては追加募集)
- エ 補助金審査委員会を開催し、交付団体及び交付金額を決定する。

(2) 国際交流民間団体の育成、支援 (1-5)

国際交流民間団体の育成や国際交流民間団体が実施する事業と連携、協力し、地域の多文化共生活動を支援する。

2 ボランティア活動推進事業

(1) ボランティア活動支援 (1-11)

市民レベルの国際交流や多文化共生に向け、各分野のボランティア登録の拡充と育成、活動に向けた支援を行う。

(通訳・翻訳ボランティア)

公的な機関からの依頼に基づき、通訳・翻訳業務を行う。(区役所通訳派遣事業にも対応する)
海外からの川崎市訪問団 (者) に対する通訳業務を行う。

(ホームステイボランティア)

川崎市を訪れる外国人に対し、ホームステイの機会を提供し、異なる習慣や文化理解の促進を支援する。

(ホームビジットボランティア)

川崎市及び近隣在住の留学生に、異なる習慣や文化の理解を深めるため、日本家庭を訪問するホームビジットの機会を提供する。

(日本語講座ボランティア・生活にほんごサロンサポーター)

外国人市民等を対象とした日本語講座・生活にほんごサロンにおいて日本語学習支援を行う。

(国際理解教育支援ボランティア)

国際理解教育支援のため学校等で活動する。

(編集ボランティア)

協会広報紙の発行に当たり、企画・編集・校正作業等を行い、広報活動に協力する。

(やさしい日本語ボランティア)

協会広報紙の発行に当たり、やさしい日本語に翻訳する。

(保育ボランティア)

日本語講座等において、幼児を持つ学習者等が参加しやすいように、保育を行う。

(災害時支援ボランティア)

- 災害が発生した際、協会や、自宅等で外国人に向けた情報の翻訳・通訳等を行う。
- (学習支援ボランティア)
- 外国につながる子どもを対象に学習支援を行う。
- (一般ボランティア)
- 様々なイベント、事業の企画・運営、会場設営、受付等の活動を行う。

(2) 国際理解教育支援 (1-11)

学校等に国際理解教育支援ボランティア等の派遣や民族衣装の貸出しを行い、国際理解教育の支援を行う。

IV その他の事業

1 協会の設置目的に沿った事業

- (1) インターンシップ等受入
- (2) 外国につながる子どもの寺子屋事業 (受託事業)

市内の小学校に通う外国につながる子どもを対象に、日本語や教科学習の向上に向け、学習支援を行う。

令和7年度 川崎市国際交流センター事業 事業体系（公2）

事業名末尾の（ ）書きは、県申請時の「公益目的事業について」の【事業の内容】の頭書番号です。

I 情報収集・提供事業

- 1 図書・資料室の運営 ————— 図書・資料室の運営(2-7)
- 2 ロビー等の運営 ————— ロビー、ギャラリー等の運営(2-7)

II 広報出版事業

- 1 広報出版事業 ————— 「国際交流センターだより」等の発行(2-8)
- 2 ホームページの管理・運営 ——— ホームページ・フェイスブック・ブログの管理・運営(2-8)

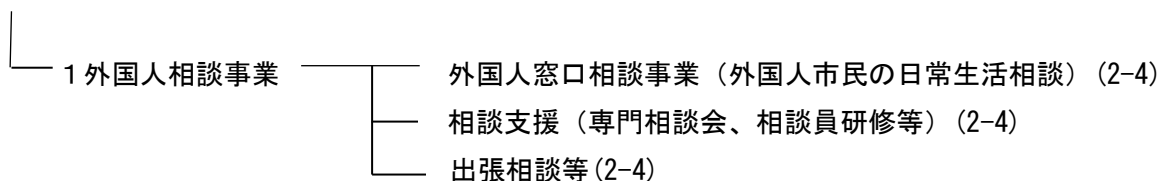
III 講座・研修事業

- 1 日本語講座事業 —————
 - 日本語講座(2-1)
 - 特別講座(2-1)
 - 生活にほんごサロン(2-1)
 - 親子で学ぶ日本語サロン(2-1)
- 2 国際理解講座事業 —————
 - 国際文化理解講座、グローバルセミナー(2-3)
 - 外国語による国際理解講座(2-2)
- 3 ボランティア養成事業 —————
 - 観光ボランティア通訳セミナー(2-2)
 - 災害時ボランティア養成セミナー(2-1)
 - 外国につながる子どもの学習支援サポーター研修(2-1)
 - 日本語講座ボランティア登録事前研修(2-1)
 - 日本語講座ボランティア研修会(ブラッシュアップ)(2-1)
 - 生活にほんごサロンサポーター養成(2-1)
 - 親子で学ぶ日本語サロンサポーター養成・研修(2-1)

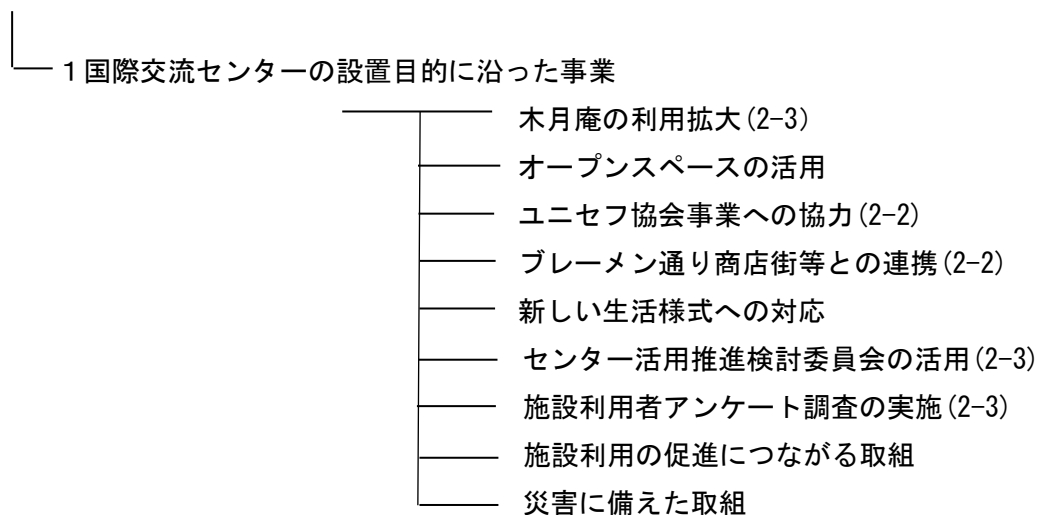
IV 国際交流促進事業

- 1 国際交流事業 —————
 - 日本語スピーチコンテスト(2-5)
 - 外国人市民・留学生交流事業(2-3)
 - 世界の音楽会(2-6)
- 2 多文化共生推進事業 —————
 - 外国人市民と共生するまちづくりセミナー(2-3)
 - 母語母文化継承支援事業(2-3)
 - 外国につながる子どもの教育フォーラム(2-3)

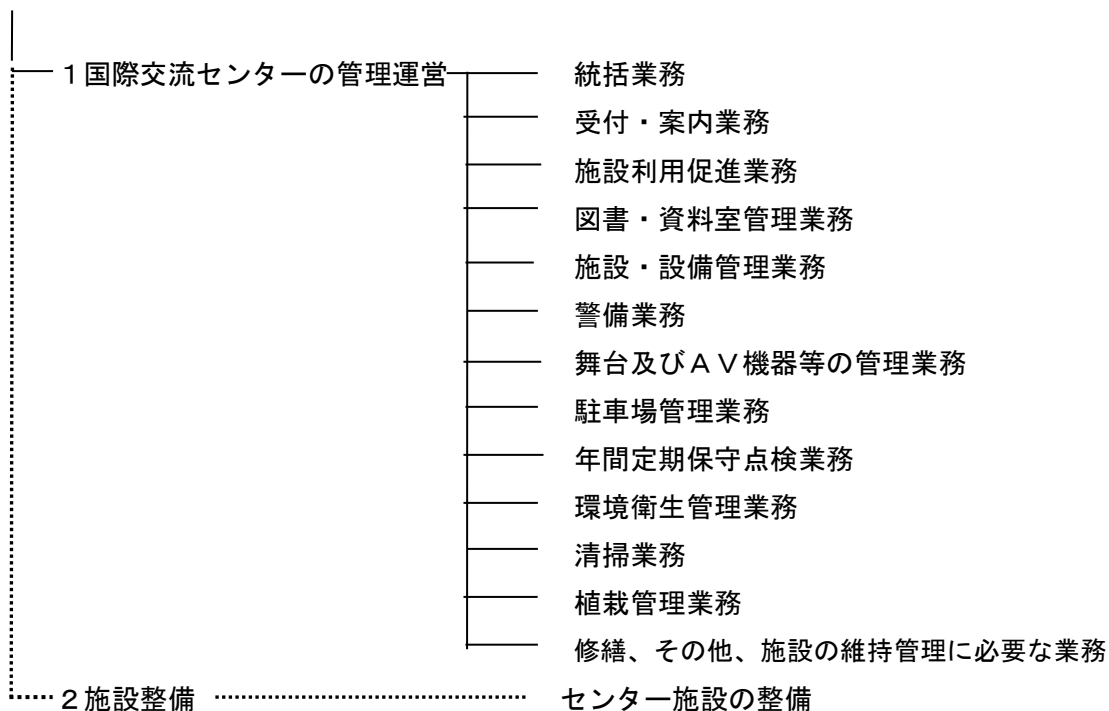
V 外国人相談事業



VI その他の事業



VII 施設運営及び維持管理業務



令和7年度川崎市国際交流センター事業 事業計画（公2）

事業名末尾の（ ）書きは、県申請時の「公益目的事業について」の【事業の内容】の頭書番号です。

I 情報収集・提供事業

1 図書・資料室の運営

(1) 図書・資料室の運営（2-7）

- ア 書籍、資料、新聞、専門誌、DVD など、国際交流関係図書等の充実を図る。
- イ 図書・資料室の機能充実及び利用促進を図る。

2 ロビー等の運営

(1) ロビー、ギャラリー等の運営（2-7）

- ア 川崎ジュニア文化賞の入賞作品展示（9月、小学5・6年生を対象とした作文と絵画）
- イ かわさき国際交流民間団体協議会による花、活動の展示
- ウ 展示・情報ロビー、ギャラリーの活用
- エ インターネット環境の提供（情報ロビー、談話ロビー、ホール、会議室、レセプションルーム等）

II 広報出版事業

1 広報出版事業

- (1) 「国際交流センターだより」の発行（10回/年）（2-8）
- (2) かわさき国際交流センターニュース「SIGNAL」の発行（4回/年）（2-8）
- (3) 「図書・資料室だより」の発行（6回/年）（2-8）
- (4) かわさきFMによる情報発信（『世界の国からこんにちは』等）（1回/月）（2-8）

2 ホームページの管理・運営

(1) ホームページ・フェイスブック・ブログの管理・運営（2-8）

国際交流センター施設利用につながるよう施設紹介、イベント・講座、外国人市民相談事業などの効果的な情報発信を行う。また、内外の外国人等に川崎市の魅力や必要な情報を発信する「多文化共生につながる情報収集・提供の拠点」をアピールする。

III 講座・研修事業

1 日本語講座事業

(1) 日本語講座（2-1）

日本語の学習を希望する外国人市民等を対象に、日本語講座を開催する。

ア 講 座：午前コース（9：50～11：50）年間3期 週2回（火曜日、金曜日）

夜間コース（18：30～20：30）年間3期 週1回（水曜日）

イ 講 師：協会登録の日本語講座ボランティア

ウ 受講料：有料

エ 保 育：午前コースでは、希望者に保育（無料）を行う。

(2) 特別講座 (2-1)

日本語講座学習者を対象に、日本文化や川崎市への理解を深めるため、市内施設訪問や文化体験、防災訓練等を行う。

(3) 生活にほんごサロン (2-1)

日本語学習を希望する外国人市民等を対象にした、マンツーマンによる日本語の学習支援、多文化共生推進の機会とする。

ア 学習支援：土曜日・日曜日のいずれかに学習を希望する外国人市民を対象に生活にほんごサポーターとの曜日や時間帯等を調整する。

イ 講 師：協会登録の生活にほんごサロンサポーター（ボランティア）

ウ 受講料：無料

(4) 親子で学ぶ日本語サロン (2-1)

1歳児未満の乳幼児を持つ外国人親子を対象に、子育てに関する身近な話題をもとに日本語学習を支援する。（※サポーター団体が活動を休止中）

ア 講 師：親子で学ぶ日本語サロンサポーター

イ 受講料：無料

2 国際理解講座事業

(1) 国際文化理解講座、グローバルセミナー (2-3)

市民の国際理解を深めるため、世界の音楽・文化やグローバルな課題について講座を開催する。

ア 内 容：国際文化理解講座（令和3～4年度実施）、グローバルセミナー（令和5～7年度実施）

イ 講 師：外部講師

ウ 対 象：市民等

エ 受講料：有料

(2) 外国語による国際理解講座 (2-2)

諸外国の事情や国際的なテーマについて市民の理解を深めるため、英語等による国際理解講座を開催する。

ア 回 数：英語6回、その他の言語2回

イ 講 師：外部講師

ウ 対 象：中級レベル以上の語学力を有する市民等

エ 受講料：有料

3 ボランティア養成事業

(1) 観光ボランティア通訳セミナー (2-2)

インバウンドで川崎の魅力発信や、観光ボランティアとして案内・通訳ができるように養成する。

ア 時 期：令和7年秋頃 1回

イ 講 師：外部講師

ウ 対 象：市民等

エ 受講料：有料

(2) 災害時支援ボランティア養成セミナー (2-2)

災害時にボランティアとして災害時多言語支援センター等に協力できる人材を養成する。

ア 時 期：年度内 1回

イ 講 師：外部講師

ウ 対 象：市民等

エ 受講料：無料

(3) 外国につながる子どもの学習支援サポーター研修 (2-1)

地域で外国につながる子どもの学習支援を行っているボランティア等を対象に、日本語や教科の学習支援方法を学ぶ研修を行う。

ア 時 期：令和7年9月～令和8年2月 2回

イ 講 師：外部講師

ウ 対 象：市民等

エ 受講料：無料

(4) 日本語講座ボランティア登録事前研修 (2-1)

ア 時 期：令和7年秋～冬頃 1回

イ 講 師：外部講師

ウ 対 象：日本語講座ボランティアを希望し、必要な能力等を有している者

エ 受講料：有料

※日本語講座ボランティアが充足しており、新規登録が必要ない場合は実施しない。

(5) 日本語講座ボランティア研修会(ブラッシュアップ) (2-1)

ア 時 期：令和7年秋～冬頃 1回

イ 講 師：外部講師

ウ 対 象：日本語講座等で活動しているボランティア

エ 受講料：無料

(6) 生活にほんごサロンサポーター養成研修 (2-1)

ア 時 期：令和7年5月、9月頃 2回

イ 講 師：外部講師

ウ 対 象：生活にほんごサロン等で活動しているボランティア、活動を希望する者

エ 受講料：無料

※生活にほんごサロンサポーターが充足しており、新規登録が必要ない場合は実施しない。

(7) 親子で学ぶ日本語サロンサポーター養成研修(2-1)

(※サポーター団体が活動を休止中)

IV 国際交流促進事業

1 国際交流事業

(1) 日本語スピーチコンテスト(2-5)

外国人市民による日本語スピーチコンテスト及び交流会を開催し、市民と外国人との相互理解を深める。

ア 時 期：令和8年2月

イ 会 場：国際交流センター

ウ 対 象：市内の大学・専門学校の留学生、市内企業の従事者、市民館・国際交流協会等で日本語を学んでいる来日5年以内の外国人

(2) 外国人市民・留学生交流事業(2-3)

各国の文化等を紹介、交流することを通し、外国人市民と日本人との多文化相互理解を深める。

ア 時 期：令和7年5月

イ 会 場：国際交流センター

ウ 対 象：市内に生活する外国人市民や大学・専門学校の留学生等と日本人

エ 受講料：無料

(3) 世界の音楽会(2-6)

川崎市の姉妹友好都市との周年記念事業の一環として音楽会等を開催する。ただし、令和7年度は友好都市との提携周年に当たらないため実施しない。

2 多文化共生推進事業

(1) 外国人市民と共生するまちづくりセミナー(2-3)

内なる国際化や多文化共生社会の実現に向け、市民を対象にした意識啓発の機会として開催する。

ア 時 期：令和7年4月～令和8年3月

イ 会 場：国際交流センター

ウ 対 象：市民等

エ 受講料：無料

(2) 母語母文化継承支援事業(2-3)

外国につながる子どもが持つ母文化やアイデンティティを尊重し、継承につなげる多文化共生の取組として開催する。

①多言語読み聞かせ事業

多文化を尊重・理解する機会として、各国の絵本の多言語読み聞かせ等を開催する。

ア 時 期：令和7年4月～令和8年3月

- イ 会 場：国際交流センター
- ウ 対 象：外国につながる子ども等
- エ 受講料：無料

②「多文化共生ふれあい事業」等の促進

市内学校等で実施する「多文化共生ふれあい事業」等を促進するための取組を行う。

- ア 時 期：令和7年4月～令和8年3月
- イ 会 場：市内学校、国際交流センター
- ウ 対 象：市内学校児童生徒等

(3) 外国につながる子どもの教育フォーラム(2-3)

外国につながる子どもの学習支援を行っている関係者が集い、外国につながる子どもの背景や課題、学習支援等について情報交換する。

- ア 時 期：令和7年秋～冬頃
- イ 会 場：国際交流センター
- ウ 対 象：外国につながる子どもの学習支援者等
- エ 受講料：無料

V 外国人相談事業

1 外国人相談事業

(1) 外国人窓口相談事業(2-4)

多文化共生総合相談ワンストップセンターとして、11ヵ国語以上の多言語による相談、情報提供を実施する。生活一般についての疑問や困り事の相談を始め、就学や行政手続き等の情報を提供するなど関係機関や団体との連携に基づく幅広い実効性のある相談事業を実施する。

ア センター相談事業

- (ア) 相談時間 9:00～17:00
- (イ) 相談手段 窓口対面、電話、メール、オンライン他
- (ウ) 相談言語

英語	月、火、水、木、金、土	やさしい日本語	月、火、水、木、金、土
中国語	月、火、水、木、金、土	ベトナム語	火、金
韓国・朝鮮語	火、木	タイ語	月、火
スペイン語	火、水	インドネシア語	火、水
ポルトガル語	火、金	ネパール語	火、土
フィリピン語	火、水		

(2) 相談支援(2-4)

実効性のある相談事業とするため、専門相談会の実施や、相談員の研修を実施する。

ア 専門相談会

- (ア) 実施時期：原則毎月第3日曜日 14:00～16:00 センター
- (イ) 対 象：外国人市民 無料
- (ウ) 相談内容：ビザ・在留資格、国際結婚・離婚、子どもの国籍・雇用問題等

(エ) 主 催：渉外行政書士協会

イ 相談員研修

相談員の資質向上及び業務関係情報等取得のための研修会の実施や、関係機関・団体が主催する研修会等への参加

ウ 区役所と連携し、フェイス・タイムを使用した相談の実施

エ 相談の内容を参考に、外国人市民に対し必要な情報提供を実施

(3) 生活オリエンテーション・出張相談等 (2-4)

生活一般についての疑問や困り事の相談を始め、就学や行政手続き等の情報を提供するなどの生活オリエンテーションや相談を実施する。

ア 実施場所：市内3ヶ所

イ 対 象：外国人市民 無料

ウ 相談内容：市内への転入に伴う生活全般や就学など

VI その他の事業

1 国際交流センター設置目的に沿った事業

(1) 木月庵の利用拡大 (2-3)

茶室の利用促進を図るため、利用団体と協力を図りながら様々な企画を行っていく。

(2) オープンスペースの活用

玄関前広場等を活用し、賑わいのある催しを行うことで、センターを知ってもらい、各施設の利便につなげる。

(3) ユニセフ協会事業への協力 (2-2)

神奈川県ユニセフ協会の事業・募金活動に連携・協力する。

(4) ブレーメン通り商店街及び関係機関、団体等との連携イベント (2-2)

ブレーメン通り商店街及び関係機関、団体等との連携イベントを実施する。

(5) その他

ア 各種講座・イベント等でのZOOMを活用したオンライン開催の実施

イ キャッシュレス化導入に向けて課題整理を行う。

(6) センター活用推進検討委員会の活用 (2-3)

センター活用に向けた施策等の協議を行う「センター活用推進検討委員会」から意見等をいただき、施設運営管理の改善策に役立てる。

(7) 施設利用者アンケート調査の実施 (2-3)

利用者の要望を常に把握し対応するために、様々な場面、手段でアンケートを実施する。アンケート結果については、ホームページ掲示板での公開を行う。

(8) 施設利用の促進につながる取組

ア シェアサイクルステーションの設置を継続する。

(9) 災害に備えた取組

ア 災害時多言語支援センターの設置

災害時には、市の要請により、「災害時多言語支援センター」を国際交流センター内に設置し、災害時の外国人市民に必要な支援を行う。

イ 災害時多言語支援センター設置訓練

災害時の外国人支援のため、川崎市が発出する重要な情報の多言語化や配信のほか、関係機関、団体等との連携体制の構築に関する訓練を実施する。

ウ 災害備蓄品等の整備

VII 施設運営及び維持管理業務

1 国際交流センターの管理運営

(1) 統括業務

施設運営及び維持管理業務を円滑に行うため、各業務間の調整及び統括を行う。

(2) 受付・案内業務

来館及び電話等による施設利用案内並びに受付業務を適切に行うとともに、施設の快適な利用が図られるようサービスに努める。

(3) 施設利用促進業務

ア ホームページにおける施設紹介や施設見学会の開催等を通じて、広報 PR に努め、利用促進を図る。

イ 国際交流センターホテルとの事業連携など、センターを活用した各種事業やイベント等の開催誘致を通じ、施設の利用促進を図る。

ウ 川崎市国際交流センター活用推進検討委員会を開催し、施設の利用促進等について協議する。

エ Wi-Fi 設置環境の提供

(4) 図書・資料室管理業務

ア 図書の閲覧業務のほか、国際交流に関わる様々な情報を収集し、市民への情報提供を行う。

イ 幅広い利用者に対応したサービスの提供を図る。

(5) 施設・設備管理業務

ア 国際交流センターの施設設備を総合的に管理し、利用者に安全で快適な施設環境を提供する

イ 中央監視装置システム及び巡回点検により、諸設備の安全な運転・操作に努めるとともに、異常や異常の予告を迅速に把握し、適切な措置を講ずる。

ウ 施設の経年劣化に対応するため、計画的、効果的かつ効率的な補修を実施する。

(6) 警備業務

日中は巡回警備を行うほか、夜間は機械警備に加え、警備員による巡回を行う。また、録画機能を備えた監視カメラ導入により防犯、防火、防災に努める。

(7) 舞台及びAV機器等の管理業務

ア ホール及びレセプションルーム等の利用を通じて、市民の国際的な文化活動が推進されるよう適切な維持管理を行う。

イ 施設の利用にあたり、利用者との打合せを行い、機器の使用や操作等について説明するとともに、利用者のニーズ等を把握し、快適なサービスの提供に努める。

(8) 駐車場管理業務

駐車場内での車両の適切な配置整理を行うとともに、歩行者及び自転車利用者等の安全を図り、事故防止に努める。また、外路への渋滞回避など快適な利用に努める。

(9) 年間定期保守点検業務

施設機能の低下を防止し、予防保全及び機械・装置の耐久年数を伸ばすとともに、全体の機能が円滑に運用維持されるよう、各設備の定期点検及び法定点検を実施する。

(10) 環境衛生管理業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(ビル管法)に基づく環境衛生管理基準に従い、室内環境の維持、飲料水の水質管理及び館内消毒を行い、快適な利用空間を提供する。

(11) 清掃業務

ア 施設内外を常に清潔で衛生的な状態に保ち、その保全と美観の維持に努める。

イ 各施設の材質及び用途に最も適した方法で清掃を行うとともに、利用者の利便性を考慮し、適切な時間帯に実施する。

(12) 植栽管理業務

ア 施設周辺の敷地内街路樹等の定期的な剪定を行う。

イ イベント広場など庭園の雑草を定期的に駆除し、利用者の憩いの場としての環境維持に努める。

ウ 茶室及び周辺的环境整備に努めるとともに、茶室庭園の維持管理を行う。

(13) 修繕、その他、施設の維持管理に必要な業務

2 施設整備

センター施設の整備

川崎市との協議により、市の予算の範囲内において所要のセンター施設整備を行う。